

4 新旧対照表

(1) 呉市税条例（第1条の規定による改正部分）

改正前	改正後		
附 則	附 則		
<p>第6条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において，前条第1項の規定の適用を受けないときは，法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第28条の3及び第28条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第6条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において，前条第1項の規定の適用を受けないときは，法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第28条の3及び第28条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 （略）</p>		
（軽自動車税の税率の特例）	（軽自動車税の税率の特例）		
<p>第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第69条の規定の適用については，当分の間，次の表の左欄に掲げる____規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">（表略）</td> </tr> </table>	（表略）	<p>第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第69条の規定の適用については，当分の間，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">（表略）</td> </tr> </table>	（表略）
（表略）			
（表略）			
<p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第69条の規定の適用については，当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において，平成28年度分の軽自動車税に限り，次の表の左欄に掲げる____規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">（表略）</td> </tr> </table>	（表略）	<p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第69条の規定の適用については，当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には，平成29年度分の軽自動車税に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">（表略）</td> </tr> </table>	（表略）
（表略）			
（表略）			
<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第69条の規定の適用</p>	<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第69条の規定の適用</p>		

<p>については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p>	<p>については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p>
<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p>	<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p>

(2) 呉市税条例（第2条の規定による改正部分）

改正前	改正後
<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税_____を滞納している場合とする。</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税の種別割を滞納している場合とする。</p>
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第33条の5、第33条の5の2若しくは第33条の5の5（第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項（第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の7第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第36条の7、第49条_____、第70条第2項、第87条第1項若しくは第2項、第91条第2項、第94条、第122条第1項又は第128条第3項に規定する納期限後</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第33条の5、第33条の5の2若しくは第33条の5の5（第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項（第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の7第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第36条の7、第49条、第68条の5第1項、第70条第2項、第87条第1項若しくは第2項、第91条第2項、第94条、第122条第1項又は第128条第3項に規定する納期限後</p>

<p>にその税金を納付し，又は納入金を納入する場合においては，当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあつたときは，その延長された納期限とする。以下第1号，第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ，年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ，第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については，年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し，又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) _____第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) _____第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) ～(6) (略)</p>	<p>にその税金を納付し，又は納入金を納入する場合においては，当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあつたときは，その延長された納期限とする。以下第1号，第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ，年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ，第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については，年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し，又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第68条の5第1項の申告書</u>，第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第68条の5第1項の申告書</u>，第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) ～(6) (略)</p>
<p>(法人税割の税率)</p> <p>第28条の4 法人税割の税率は，<u>100分の12.1</u>とする。</p>	<p>(法人税割の税率)</p> <p>第28条の4 法人税割の税率は，<u>100分の8.4</u>とする。</p>
<p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第67条 軽自動車税は， _____ <u>原動機付自転車，軽自動車，小型特殊自動車及び二輪の小型自動車</u>（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し，その所有者に _____ 課する。</p> <p>2 <u>軽自動車等の売買があつた場合において，売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは，軽自動車税の賦課徴収については，買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</u></p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によつて軽自動車税を課することができない者である場合においては</u> _____，その使用者に課する。ただし，公用又は公共の用に供する<u>もの</u> _____についてはこ</p>	<p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第67条 軽自動車税は，<u>三輪以上の軽自動車</u>に対し，当該三輪以上の軽自動車の取得者に<u>環境性能割によつて，法第442条第3号に規定する軽自動車等</u> _____（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し，その所有者に<u>種別割</u>によつて課する。</p> <p>2 <u>前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には，法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。</u></p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割 _____を課することができない者である場合には，第1項の規定にかかわらず，その使用者に課する。ただし，公用又は公共の用に供する軽自動車等についてはこ</u></p>

れを課さない。

れを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第67条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

第68条の2 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第68条の3 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける

	<p>もの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</p> <p>(環境性能割の徴収の方法)</p>
	<p>第68条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</p> <p>(環境性能割の申告納付)</p>
	<p>第68条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p>
	<p>2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</p>
	<p>第68条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>
	<p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p>
	<p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>(環境性能割の減免)</p>
	<p>第68条の7 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第78条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</p>
	<p>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、市長が別に定める。</p> <p>(種別割の課税免除)</p>
(軽自動車税の課税免除)	
第68条の2 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。	第68条の8 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(軽自動車税の税率)	(種別割____の税率)
<p>第69条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し ____, 1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</p>	<p>第69条 _____ 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(種別割____の賦課期日及び納期)</p>
<p>第70条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 軽自動車税の納期は5月1日から5月31日までとする。</p>	<p>第70条 種別割____の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 種別割____の納期は5月1日から5月31日までとする。</p>
<p>(軽自動車税の徴収の方法)</p> <p>第72条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。</p>	<p>(種別割____の徴収の方法)</p> <p>第72条 種別割____は、普通徴収の方法によって徴収する。</p>
<p>(軽自動車税に関する申告又は報告)</p> <p>第75条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4____様式による申告書に、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書にその者の住所を証明すべき書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4____様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4____様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(種別割____に関する申告又は報告)</p> <p>第75条 種別割____の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書に、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書にその者の住所を証明すべき書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>

4 第67条第2項 _____ に規定する軽自動車等の
売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住
所又は居所が不明であることを理由として請
求があつた場合には、当該請求があつた日か
ら15日以内に次の各号に掲げる事項を記載し
た報告書を市長に提出しなければならない。
(1)～(5) (略)
(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第76条 軽自動車等の所有者等又は第67条第2
項 _____ に規定する軽自動車等の売主が前条の
規定によつて申告し、又は報告すべき事項に
ついて正当な理由がなくて申告又は報告をし
なかつた場合においては、その者に対し、10
万円以下の過料を科する。

2・3 (略)
(軽自動車税の減免)

第77条 市長は、次に掲げる軽自動車等 _____
_____ に対しては、その軽自動車
等の所有者等に対して課する軽自動車税を減
免することができる。
(1)・(2) (略)

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受
けようとする者は、納期限前7日までに当該
軽自動車等について減免を受けようとする税
額及び次に掲げる事項を記載した申請書を市
長に提出しなければならない。ただし、市長
がやむを得ない理由があると認めた場合に
は、当該提出期限の経過後に、当該申請書を
提出することができる。
(1)～(9) (略)

3 (略)

4 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受
けた者は、その事由が消滅した場合におい
ては、直ちにその旨を市長に申告しなければ
ならない。
(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第78条 市長は、次に掲げる軽自動車等 _____
_____ に対しては、軽自動車税を
減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下
「身体障害者」という。）又は精神に障害を
有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」と
いう。）が所有する軽自動車等（身体障害者
又は精神障害者（以下「身体障害者等」とい
う。）と生計を一にする者が所有する軽自

4 第67条の2第1項に規定する軽自動車等の
売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住
所又は居所が不明であることを理由として請
求があつた場合には、当該請求があつた日か
ら15日以内に次の各号に掲げる事項を記載し
た報告書を市長に提出しなければならない。
(1)～(5) (略)
(種別割 _____ に係る不申告等に関する過料)

第76条 軽自動車等の所有者等又は第67条の2
第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の
規定によつて申告し、又は報告すべき事項に
ついて正当な理由がなくて申告又は報告をし
なかつた場合においては、その者に対し、10
万円以下の過料を科する。

2・3 (略)
(種別割 _____ の減免)

第77条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち
必要と認めるものに対しては、その軽自動車
等の所有者等に対して課する種別割 _____ を減
免する _____。
(1)・(2) (略)

2 前項の規定によつて種別割 _____ の減免を受
けようとする者は、納期限前7日までに当該
軽自動車等について減免を受けようとする税
額及び次に掲げる事項を記載した申請書を市
長に提出しなければならない。ただし、市長
がやむを得ない理由があると認めた場合に
は、当該提出期限の経過後に、当該申請書を
提出することができる。
(1)～(9) (略)

3 (略)

4 第1項の規定によつて種別割 _____ の減免を受
けた者は、その事由が消滅した場合におい
ては、直ちにその旨を市長に申告しなければ
ならない。
(身体障害者等に対する種別割 _____ の減免)

第78条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち
必要と認めるものに対しては、種別割 _____ を
減免する _____。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下
「身体障害者」という。）又は精神に障害を
有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」と
いう。）が所有する軽自動車等（身体障害者
又は精神障害者（以下「身体障害者等」とい
う。）と生計を一にする者が所有する軽自

動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの(1台に限る。)

(2) (略)

2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。

(1)～(6) (略)

3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第77条第2項各号

動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの_____(1台に限る。)

(2) (略)

2 前項第1号の規定によつて種別割_____の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。

(1)～(6) (略)

3 第1項第2号の規定によつて種別割_____の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条 第2項各号

<p>に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 法第443条若しくは第68条又は第67条第3項ただし書の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識の交付を申請し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第68条又は第67条第3項ただし書の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第68条又は第67条第3項ただし書の規定によつて<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識の交付を申請し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第68条又は第67条第3項ただし書の規定によつて<u>種別割</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。</p> <p>7・8 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
	<p>(<u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例</u>)</p> <p>第13条の3 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課</u></p>

徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第13条の4 市長は、当分の間、第68条の7の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第13条の5 第68条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第13条の6 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の7 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第68条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第68条の3(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

(軽自動車税_____の税率の特例)
第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第69条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は最初の法第444条第3項に_____規定する__車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第69条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)	(表略)
2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(削除)
(表略)	
3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(削除)
(表略)	
4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	(削除)
(表略)	

(3) 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の徴収の特例に関する条例（第3条の規定による改正部分）

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税_____の徴収の特例に関する条例 (この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法</p>	<p style="text-align: center;">合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例 (この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法</p>

<p>律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項の規定に基づき、軽自動車税の徴収について、呉市税条例(昭和25年呉市条例第33号。以下「市税条例」という。)の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 軽自動車等 軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車をいう。</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第3条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等(以下「構成員等」という。)の所有する軽自動車等に対する軽自動車税は、市税条例第69条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(軽自動車税の徴収の方法)</p> <p>第4条 構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税は、市税条例第72条の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(軽自動車税の証紙徴収の手続)</p> <p>第5条 前条に規定する軽自動車税の納税義務者は、毎年4月中において、本市の発行する別表第1に定める証紙を市長から購入して、当該軽自動車税を払い込まなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、軽自動車税の納税義務は、購入した証紙に別表第2に定める検印を受けたときに完了するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>別表第1 (第5条関係) (表略)</p>	<p>律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項の規定に基づき、軽自動車税の種別割の徴収について、呉市税条例(昭和25年呉市条例第33号。以下「市税条例」という。)の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 軽自動車等 軽自動車税の種別割の課税客体である原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車をいう。</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第3条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等(以下「構成員等」という。)の所有する軽自動車等に対して課する種別割は、市税条例第69条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(種別割の徴収の方法)</p> <p>第4条 構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割は、市税条例第72条の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(種別割の証紙徴収の手続)</p> <p>第5条 前条に規定する種別割の納税義務者は、毎年4月中において、本市の発行する別表第1に定める証紙を市長から購入して、当該種別割を払い込まなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、種別割の納税義務は、購入した証紙に別表第2に定める検印を受けたときに完了するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>別表第1 (第5条関係) (表略)</p>
---	--

(4) 呉市税条例等の一部を改正する条例(平成26年呉市条例第19号)(付則第5条の規定による改正部分)

改正前	改正後
付 則	付 則
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両	第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両

番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る新条例第69条及び新条例附則第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る新条例第69条及び新条例附則第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

(5) 呉市税条例の一部を改正する条例（平成27年呉市条例第45号）（付則第6条の規定による改正部分）

改正前	改正後						
付 則	付 則						
（市たばこ税に関する経過措置）	（市たばこ税に関する経過措置）						
第5条（略）	第5条（略）						
2～6（略）	2～6（略）						
7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第12条、第87条第4項及び第5項、第89条の2並びに第90条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第12条、第87条第4項及び第5項、第89条の2並びに第90条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。						
(略)	(略)						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">第12条第3号</td> <td style="width: 40%;">第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限</td> <td style="width: 30%;">平成27年改正条例付則第5条第6項の納期限</td> </tr> </table>	第12条第3号	第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例付則第5条第6項の納期限	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">第12条第3号</td> <td style="width: 40%;">第68条の5第1項の申告書、第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限</td> <td style="width: 30%;">平成27年改正条例付則第5条第6項の納期限</td> </tr> </table>	第12条第3号	第68条の5第1項の申告書、第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例付則第5条第6項の納期限
第12条第3号	第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例付則第5条第6項の納期限					
第12条第3号	第68条の5第1項の申告書、第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例付則第5条第6項の納期限					
(略)	(略)						
8～14（略）	8～14（略）						